

小委員会の設置について

平成 25 年 5 月 8 日

文化審議会著作権分科会決定

1 設置の趣旨

文化審議会著作権分科会運営規則（平成 22 年 2 月 15 日文化審議会著作権分科会決定）第 3 条第 1 項の規定に基づき、著作権分科会に著作権に関する特定の事項を審議する下記の三委員会を設置する。

- (1) 出版関連小委員会
- (2) 法制・基本問題小委員会
- (3) 国際小委員会

※文化審議会著作権分科会運営規則第 3 条第 1 項

「分科会長は、特定の事項を審議するため必要があると認めるときは、分科会に小委員会を置くことができる。」

2 各小委員会の審議事項

(1) 出版関連小委員会

出版者への権利付与等に関すること

(2) 法制・基本問題小委員会

著作権法制度の在り方及び著作権関連施策に係る基本的問題に関すること

(3) 国際小委員会

国際的ルール作り及び国境を越えた海賊行為への対応の在り方に関すること

3 各小委員会の構成

著作権分科会長が指名する委員、臨時委員及び専門委員により構成する。

なお、著作権分科会長は会議に出席し、随時発言することができるものとする。

※文化審議会著作権分科会運営規則第 3 条第 2 項

「小委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、分科会長が指名する。」

4 その他

(1) 各小委員会における審議の結果は、分科会の議を経て公表するものとする。

(2) 議事の手続き、その他各小委員会の運営に関し、必要な事項は、当該小委員会が定める。